

# 番匠川学識者懇談会のこれまでの経過

資料1

平成18年5月 番匠川水系河川整備計画 策定

平成20年10月 番匠川事業再評価

平成23年1月 番匠川河川整備計画フォローアップ会議

平成23年11月 番匠川事業再評価

平成26年8月 番匠川学識者懇談会設立

平成26年度 河川整備計画 第1回点検・事業再評価

社会情勢の変化

河川整備の進捗・実施状況

河川整備計画の課題と対応方針

番匠川事業再評価

河川整備の実施

平成29年度 河川整備計画 第2回点検・事業評価(今回)

# 番匠川学識者懇談会規約

(名称)

第1条 本会は、「番匠川学識者懇談会」(以下「懇談会」という。)と称する。

(目的)

第2条 懇談会は、番匠川水系河川整備計画(国管理区間)(以下、「整備計画」という。)策定後の流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況の見通し等を適切に反映できるよう、その内容についての点検の実施及び、必要に応じて作成する整備計画の変更原案に関して意見を述べることを目的とする。

また、整備計画に基づいて、実施される事業のうち、事業評価対象となる事業について審議を行うものとする。

(組織等)

第3条 懇談会は、国土交通省九州地方整備局長が設置する。

2 懇談会の委員は、学識経験を有する者のうちから、国土交通省九州地方整備局長が委嘱する。

3 懇談会の委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。

4 懇談会は、必要に応じて委員以外の者に対し、懇談会の場で意見を求めることができる。

(懇談会の成立)

第4条 懇談会は委員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(委員長)

第5条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は懇談会の運営と進行を総括し、懇談会を代表する。

3 委員長が事故等の理由により出席できない場合には、委員長があらかじめ指名する者が職務を代行する。

(公開)

第6条 懇談会の公開方法については、懇談会で定める。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は、国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所  
所に置く。

(規約の改正)

第8条 懇談会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、委員  
総数の3分の2以上の同意を得てこれを行うものとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、  
懇談会において定める。

(附則) この規約は、平成26年8月25日より施行する。

## 番匠川学識者懇談会 委員名簿

氏 名	専門分野	所 属 等	備考
かわの 川野 田 <sup>たみお</sup> 實夫	環境(水質)	大分大学 名誉教授	
しまだ 島田 <sup>すすむ</sup> 晋	水工学	大分工業高等専門学校 名誉教授	
たかみ 高見 <sup>とおる</sup> 徹	水工学 環境衛生工学	大分工業高等専門学校 都市・環境工学科准教授	
なかの 中野 <sup>あきら</sup> 昭	河川工学	大分工業高等専門学校 名誉教授	
ひがしの 東野 <sup>まこと</sup> 誠	環境水理学	大分工業高等専門学校 都市・環境工学科准教授	
ましば 真柴 <sup>しげひこ</sup> 茂彦	環境(植物)	日本生態学会会員 大分生物談話会会員	
もとや 本谷 <sup>るり</sup> るり	経営学	大分大学 経済学部 教授	

(50音順：敬称略)

# 番匠川学識者懇談会の公開方法について

懇談会規約第6条に基づき公開方法を決定する。

「番匠川学識者懇談会」規約の抜粋  
第6条（公開方法）  
懇談会の公開方法について、懇談会で定める。

## 1. 会議の公開について

- (1) 会議、会議資料、議事概要及び委員名簿は、原則公開とする。  
ただし、特段の理由があるときには、非公開とすることができる。
- (2) 前項ただし書きにおいて、非公開とする場合は、その理由を明示し、会議、会議資料、議事概要及び委員名簿の全部又は一部を非公開とすることができる。

## 2. 会議運営上の注意事項

事務局は、学識者懇談会の秩序を維持するため、次に掲げる者を退場させることができる。

- (1) 学識者懇談会の秩序を乱した者。
- (2) 議事進行に必要な事務局の指示に従わない者。

## 3. 議事概要

学識者懇談会の議事について、事務局が発議者の氏名を伏せた上で議事概要を作成するものとする。

## 4. 公開の方法

- (1) 会議の開催については、事務局より記者発表を行う。
- (2) 会議資料、議事概要及び委員名簿は、国土交通省佐伯河川国道事務所ホームページに掲載する。